KPMG

KPMG Newsletter

KPMG Insight

Vol. 53
March 2022

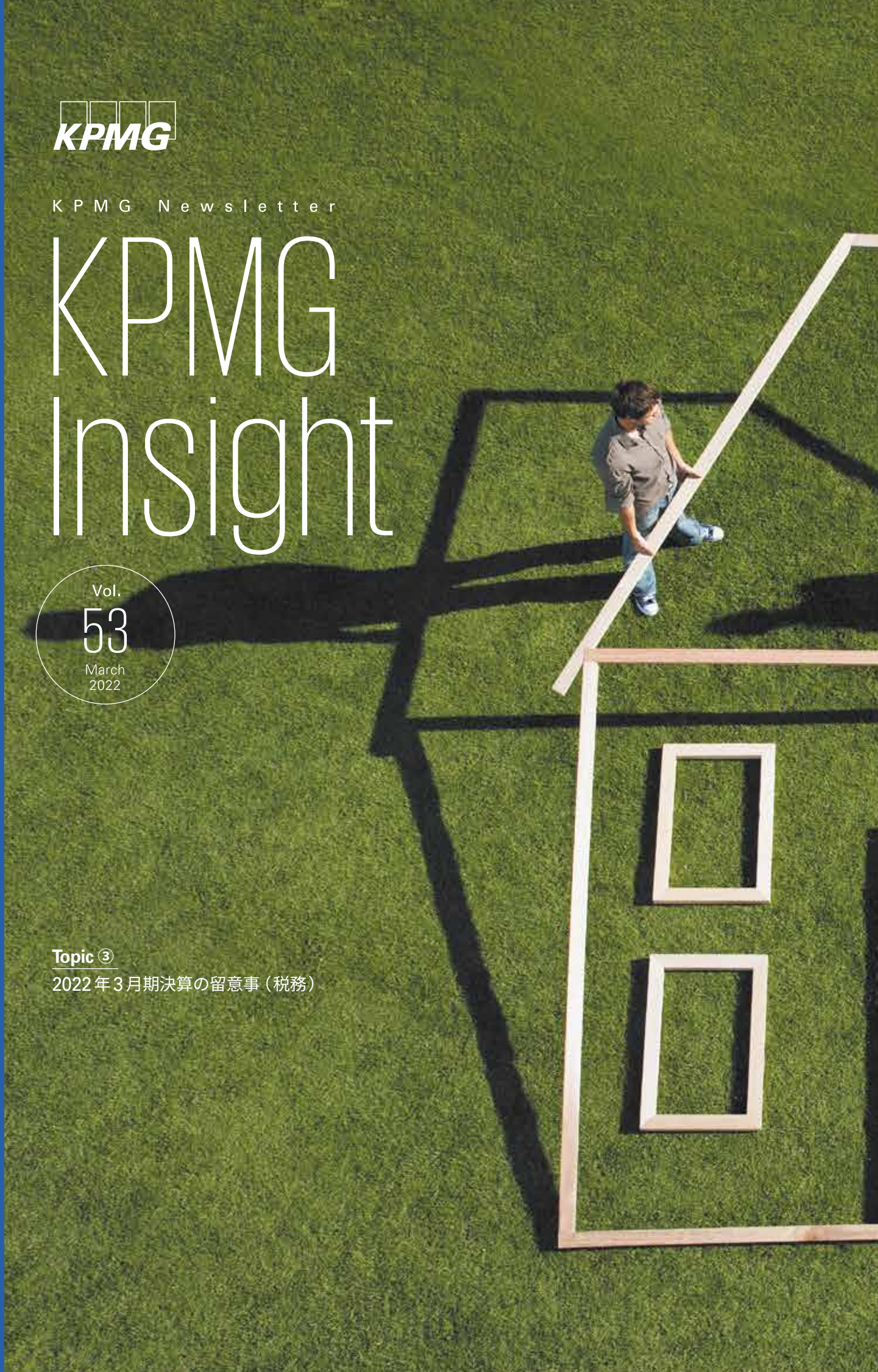

Topic ③

2022年3月期決算の留意事（税務）

Topic　税務

2022年3月期決算の留意事項（税務）

KPMG税理士法人
タックステクニカルセンター
大島 秀平／パートナー
内藤 直子／マネジャー

2021年度税制改正では、新型コロナウイルス感染症（以下、「COVID-19」という）の感染拡大を受け、政府・与党一丸となってウィズコロナ・ポストコロナの新しい社会をつくり、デフレ脱却と経済再生を確かなものとしていく必要があるとの認識のもと、「研究開発税制」及び「人材確保等促進税制」（改正前の「賃上げ及び投資の促進に係る税制」）が改正されました。また、収益が拡大しているにもかかわらず、賃上げも投資も消極的な大企業に対しては一部の租税特別措置の適用を停止する措置の適用期限の延長や、外国法人から受ける配当等に係る外国源泉税等の取扱いの改正が行われました。2020年度税制改正における外国税額控除制度の改正の適用も始まります。
本稿では、大企業（主に資本金1億円超の法人）の2022年3月期の税務申告に影響のある5項目にフォーカスして改正のポイントを解説するとともに、2021年度税制改正において創設された改正産業競争力強化法に基づく3つの税制措置及び「株式対価M&Aを促進するための措置」についてもお知らせいたします。
なお、本文中の意見に関する部分については、筆者の私見であることをあらかじめお断りいたします。

大島 秀平
Shuhei Ohshima

内藤 直子
Naoko Naito

POINT 1
研究開発税制について、一般型税額控除制度における税額控除率の見直しや控除上限額の引上げ、オープンイノベーション型税額控除制度における対象範囲の拡大、研究開発税制の対象となる試験研究費の額の見直しが行われた。

POINT 2
継続雇用者に対する給与等支給額の増加や一定額以上の国内設備投資等に着目した従来の大企業向けの「賃上げ及び投資の促進に係る税制」が、新規雇用者に対する給与等支給額の増加等に着目した「人材確保等促進税制」に見直された。

POINT 3
内国法人が外国法人から受ける配当等に係る外国源泉税等の取扱いについて、損金算入の可否や外国税額控除制度の適用の可否が見直された。

POINT 4
外国税額控除制度の対象とならない外国法人税の額が拡大された。

© 2022 KPMG Tax Corporation, a tax corporation incorporated under the Japanese CPTA Law and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

I 研究開発税制

1.一般型税額控除制度

COVID-19の感染拡大局面においても、積極的に研究開発投資を維持・拡大する企業を後押しするため、一般型税額控除制度(試験研究費の額に税額控除率を乗じた金額を法人税額から控除する制度)について、税額控除率の見直しや控除上限額の引上げ等が行われました。

研究開発税制は青色申告法人に広く適用できる制度(恒久措置)ですが、本稿では、大企業(「III. 租税特別措置の適用制限」の対象となる法人を除く)の2021年4月1日～2023年3月31日までの間に開始する各事業年度について適用される制度について解説します。

(1)原則

税額控除率と控除上限額は、図表1～2のとおりです。

(2)試験研究費割合10%超の場合の特例

試験研究費割合が10%を超える場合には、図表3の2つの上乗せ措置を適用することができます(双方の併用も可能です)。

用語の意義

- 大企業:中小企業者以外の法人
- 中小企業者:以下のいずれかに該当する法人(適用除外事業者を除く。)
  - (i) 資本金の額が1億円以下の法人(以下の法人を除く。)
    - ・発行済株式の総数の2分の1以上が同一の大規模法人(資本金の額が1億円を超える法人等)に所有されている法人
    - ・発行済株式の総数の3分の2以上が大規模法人に所有されている法人
  - (ii) 資本又は出資を有しない法人のうち常時使用する従業員の数が1,000人以下の法人
- 適用除外事業者:その事業年度開始の日前3年以内に終了した事業年度の所得金額の平均が年15億円を超える法人
- 増減試験研究費割合:(i)/(ii)
  - (i) 当期の試験研究費－比較試験研究費(マイナスの場合、そのマイナスの額)
  - (ii) 比較試験研究費
- 比較試験研究費:当期前3年以内に開始した各事業年度の試験研究費の平均値
- 研究開発を行う一定のベンチャー企業:以下の要件をいずれも満たす法人
  - (i) その事業年度が、設立日から同日以後10年を経過する日までの期間内の日を含む事業年度に該当すること
  - (ii) その事業年度終了の時において、大法人(資本金の額が5億円以上である法人等)の100%グループ法人に該当する法人(大法人による完全支配関係がある法人等)及び株式移転完全親法人のいずれにも該当しないこと
  - (iii) その事業年度終了の時において、翌期繰越欠損金額を有すること
- 試験研究費割合:当期の試験研究費/平均売上金額
- 平均売上金額:当期及び当期前3年以内に開始した各事業年度の売上金額の平均値
- 控除割増率:(試験研究費割合－10%)

図表1 税額控除率

増減試験研究費割合	税額控除率(*)
9.4%超の場合	10.145%＋(増減試験研究費割合－9.4%)×0.35 (上限:14%)
9.4%以下の場合	10.145%－(9.4%－増減試験研究費割合)×0.175 (下限:2%)

(*)設立事業年度又は比較試験研究費が零の場合には8.5%とされる。

図表2 控除上限額

控除上限額	
下記以外	法人税額×25%
売上が一定程度減少したにもかかわらず、研究開発投資を増加させた企業(*)	法人税額×30%
研究開発を行う一定のベンチャー企業	法人税額×40%

(*)以下の要件をいずれも満たす事業年度に適用される。
・基準年度比売上金額減少割合 ≧ 2%
・試験研究費の額 ＞ 基準年度試験研究費の額

図表3 試験研究費割合10%超の場合の特例

税額控除率(上限:14%)	税額控除率(原則)	＋	税額控除率(原則)× 控除割増率
控除上限額	控除上限額(原則)	＋	法人税額×{(試験研究費割合－10%)×2} (上限:法人税額×10%)

© 2022 KPMG Tax Corporation, a tax corporation incorporated under the Japanese CPTA Law and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

×0.5（上限10%）

- 基準年度比売上金額減少割合：（i）が（ii）に満たない場合の（（ii）－（i））／（ii）の金額（（ii）が零の場合及び基準事業年度がない場合、零）
  （i）当期の売上金額
  （ii）基準事業年度の売上金額
- 基準年度試験研究費の額：基準事業年度の試験研究費の額
- 基準事業年度：2020年2月1日前に最後に終了した事業年度

2. オープンイノベーション型税額控除制度（特別試験研究費に係る税額控除制度）

引き続き、質の高い研究開発を推進していく観点から、オープンイノベーション型税額控除制度（特別試験研究費の額に税額控除率を乗じた金額を法人税額から控除する制度）の対象となる特別試験研究費の範囲に、国立研究開発法人等の外部化法人との共同試験研究及び国立研究開発法人等の外部化法人に対する委託試験研究に係る試験研究費が追加され、その税額控除率が25%とされる等の改正が行われました（2021年4月1日以後に支出する試験研究費の額について適用される）。

3. 研究開発税制の対象となる試験研究費の額の見直し

（1）試験研究費の額に追加されたもの

改正前の研究開発税制においては、所得の金額の計算上損金算入される試験研究費の額が対象とされていたことから、資産の取得価額に含まれる試験研究費の額は対象外となっていました。したがって、自社利用のソフトウエア[1]などの資産の製作のための試験研究費の額が法人税の課税所得の計算上資産の取得価額に含まれる場合には、その試験研究費の額は研究開発税制の対象外とされていました。

一方、日本経済が生き残るために急務とされるAIやデータを活用した「サービス」提供型のビジネスモデルに転換するためには、販売・構築してメンテナンスで収益を得る「パッケージソフトウエア」ではなく、データ収集・解析を行う「クラウド」を活用したビジネスモデルの構築が不可欠と考えられることから、2021年度税制改正では研究開発税制の対象となる試験研究費の額の範囲が拡充され、研究開発費として損金経理をした金額のうち、損金算入されずに資産の取得価額に含まれる試験研究費の額についても研究開発税制の対象とされました。なお、試験研究費の額が損金算入されずに資産の取得価額に含まれるものは自社利用のソフトウエアに限られるものではなく、自社利用のソフトウエアか否かで取扱いを変える理由もないことから、棚卸資産、固定資産[2]及び繰延資産[3]の取得価額に含まれる試験研究費の額が、研究開発税制の対象に追加されています。

また、棚卸資産の製作のための試験研究費については、改正前はその棚卸資産を販売して売上原価として損金算入される時点で研究開発税制の対象とする取扱いとされていましたが、改正により、研究開発税制の対象となる時点が販売時から支出時（損金経理をした事業年度）に変更されました。

（2）試験研究費の額から除外されたもの

以下の額が、試験研究費の額から除外されました。

- （1）の固定資産又は繰延資産の償却費、除却による損失及び譲渡による損失の額（（1）の改正に伴う除外）
- その事業年度の収益に係る売上原価、完成工事原価その他これらに準ずる原価の額（（1）の改正に伴う除外）
- 新たな知見を得るため又は利用可能な知見の新たな応用を考案するために行う試験研究に該当しない試験研究のために要する費用の額（いわゆる「リバースエンジニアリング」の除外の明確化）

（3）適用時期

（1）及び（2）の改正は、2021年4月1日以後に開始する事業年度について適用されます。

II 人材確保等促進税制

1. 法人税における特例措置

COVID-19の感染拡大により労働者を取り巻く環境が大きく変化し、企業の採用状況が悪化している状況を踏まえ、2021年度税制改正では、継続雇用者に対する給与等支給額の増加や一定額以上の国内設備投資等に着目した従来の大企業向けの「賃上げ及び投資の促進に係る税制」が見直され、新規雇用者に対する給与等支給額の増加等に着目した「人材確保等促進税制」とされました。

この「人材確保等促進税制」は2022年度税制改正において再度見直され、2022年4月1日以後に開始する各事業年度については、継続雇用者に対する給与等支給額の増加等を要件とした制度に改正されることが予定されています。そのため、以下に示す「人材確保等促進税制」の内容は、2021年4月30日～2022年3月31日までの間に開始する各事業年度に限って適用されることになると思われます。

大企業向けの適用要件及び税額控除

【適用要件】

（i） 新規雇用者給与等支給額 ≧ 新規雇用者比較給与等支給額×102%

（ii） 当期の教育訓練費の額 ≧ 前期の教育訓練費の額×120%

【税額控除】（法人税額の20%が上限）

- 【適用要件】の（i）のみを満たす場合：控除対象新規雇用者給与等支給額×15%

© 2022 KPMG Tax Corporation, a tax corporation incorporated under the Japanese CPTA Law and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

- 【適用要件】のすべてを満たす場合：控除対象新規雇用者給与等支給額×20%

用語の意義

- 大企業：「I. 研究開発税制　1. 一般型税額控除制度」の用語の意義参照
- 新規雇用者給与等支給額：国内新規雇用者（雇用保険法の一般被保険者に限る。）に対する給与等支給額で、当期の所得の金額の計算上損金算入されるもの
- 国内新規雇用者：法人の国内雇用者のうち、その法人の国内の事業所に勤務することとなった日から1年を経過していない雇用者（支配関係がある法人から異動した者及び国外事業所から異動した者等を除く。）
- 国内雇用者：法人の使用人（役員の特殊関係者及び使用人兼務役員を除く。）のうち、その法人の国内の事業所に勤務する雇用者として、労働基準法に規定する賃金台帳に記載された者
- 新規雇用者比較給与等支給額：前期の新規雇用者給与等支給額
- 控除対象新規雇用者給与等支給額：当期の国内新規雇用者に対する給与等支給額のうち、調整雇用者給与等支給増加額に達するまでの金額
- 調整雇用者給与等支給増加額：雇用者給与等支給額から比較雇用者給与等支給額を控除した金額
- 雇用者給与等支給額：国内雇用者に対する給与等支給額で、当期の所得の金額の計算上損金算入されるもの
- 比較雇用者給与等支給額：前期の雇用者給与等支給額

2. 法人事業税（外形標準課税）付加価値割における特例措置

外形標準課税の対象法人が、2021年4月1日～2022年3月31日までの間に開始する各事業年度[4]において、「1. 法人税における特例措置」の【適用要件】（i）の要件を満たす場合には、付加価値割の課税標準である付加価値額から一定額を控除することができます。

Ⅲ 租税特別措置の適用制限

大企業が、2024年3月31日までに開始する各事業年度において、以下に掲げる【要件】のいずれにも該当しない場合（その事業年度の所得金額がその前事業年度の所得金額以下である一定の場合を除く）には、以下の【特定税額控除規定】を適用することができません。

【要件】[5]

（i）継続雇用者に対する当期の給与等支給額 ＞ 継続雇用者に対する前期の給与等支給額
（いずれも零の場合、この要件を満たすものとされる。）

（ii）国内設備投資額 ＞ 当期償却費総額×30%

【特定税額控除規定】

以下の租税特別措置における税額控除制度

- 研究開発税制
- 地域未来投資促進税制
- 認定特定高度情報通信技術活用設備（5G）投資促進税制
- カーボンニュートラルに向けた投資促進税制[6]
- デジタルトランスフォーメーション投資促進税制[7]

用語の意義

- 大企業：「I. 研究開発税制　1. 一般型税額控除制度」の用語の意義参照
- 継続雇用者：当期及び前期の全期間の各月において給与等の支給を受けた一定の国内雇用者
- 国内雇用者：「II. 人材確保等促進税制　1. 法人税における特例措置」の用語の意義参照
- 国内設備投資額：法人が当期に取得等をした国内事業の用に供する資産（棚卸資産、有価証券及び繰延資産を除く。）のうち、建物及び建物附属設備、構築物、機械装置、船舶、航空機、車両運搬具、工具及び器具備品、一定の無形固定資産並びに一定の生物（時の経過によりその価値の減少しないものを除く。）で当期末において有するものの取得価額の合計額
- 当期償却費総額：法人の有する減価償却資産につき当期の償却費として損金経理をした金額の合計額

Ⅳ 外国法人から受ける配当等の額に係る外国源泉税等の額の取扱い

内国法人が外国法人から受ける剰余金の配当等の額に係る外国源泉税等の額の取扱いについて、改正前においては、以下のような状況となっていました。

- 外国子会社から受ける剰余金の配当等の額がある場合において、その外国子会社に係る特定課税対象金額があるときは、その特定課税対象金額の如何にかかわらず、その剰余金の配当等の額に係る外国源泉税等の額の全額が損金算入できることとされていたことから、損金算入額が外国子会社合算税制による課税額を超えるといった課税上の弊害が生じ得る状況
- 外国子会社以外の外国法人から受ける剰余金の配当等の額がある場合において、その外国法人に係る特定課税対象金額があるときは、その特定課税対象金額を超える部分が益金算入とされる一方、剰余金の配当等の額に係る外国源泉税等の額の全額が外国税額控除制度の対象外とされており、国際的二重課税が生じ得る状況

© 2022 KPMG Tax Corporation, a tax corporation incorporated under the Japanese CPTA Law and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

このような取扱いは、外国源泉税等の額が剰余金の配当等の額の全額を課税標準として課されるものであるとの考え方を重視したものと解されます。一方、費用収益対応や国際的二重課税調整をより適切に行う観点からは、外国源泉税等の額について、それぞれ外国子会社合算税制による合算所得金額に対応する部分を区分して損金算入の可否や外国税額控除制度の適用の可否を判定することも許容されるものと考えられることから、2021年度税制改正において以下の改正が行われました（図表4参照）。

- 外国子会社から受ける剰余金の配当等の額に係る外国源泉税等の額の損金算入について、その剰余金の配当等の額のうちその外国子会社に係る特定課税対象金額に達するまでの金額に対応する部分に限ることとする（改正前：全額損金算入）。
- 外国子会社以外の外国法人から受ける剰余金の配当等の額に係る外国源泉税等の額の外国税額控除制度の適用について、その外国法人に係る特定課税対象金額を超える金額に対応する部分に限り、その適用を認めることとする（改正前：全額不適用）。

用語の意義

- 外国子会社：内国法人が発行済株式等の25%以上（租税条約の二重課税排除条項において25%未満の割合が定められている場合には、その租税条約に定める割合）を、配当等の支払義務が確定する日以前6ヵ月以上引き続き直接に有している場合のその外国法人
- 特定課税対象金額：内国法人が外国子会社合算税制における合算課税の対象とされた外国法人から剰余金の配当等を受ける日を含む事業年度（配当事業年度）及び配当事業年度開始の日前10年以内に開始した各事業年度において、合算課税された一定の金額

V 外国税額控除制度

外国税額控除制度において、日本の法人税の課税対象とならない金額を課税標準として課される外国法人税の額は、国際的二重課税の排除という制度趣旨に鑑みて、その対象から除外されています。

2020年度税制改正では、上記の趣旨に基づき、以下の2つの外国法人税の額が、外国税額控除制度の対象とならない外国法人税の額に追加されました。

なお、この改正は内国法人の2021年4月1日以後に開始する事業年度の所得に対する法人税について適用されます。

（1）他の者の所得の金額に相当する金額に対し、これを内国法人[8]の所得の金額とみなして課される外国法人税の額

たとえば、内国法人が行ったB国子会社経由のA国子会社に対するライセンスの付与について、A国当局が内国法人とA国子会社との直接取引とみなし、A国子会社からB国子会社に対する使用料をA国子会社から内国法人に対する使用料としてA国源泉税を課税した場合には、そのA国源泉税は外国税額控除制度の対象とならない外国法人税の額に該当することとなります。

（2）内国法人の国外事業所等の所在する国や地域において、その国外事業所を通じて行う事業から生じる所得に課される他の外国法人税の課税標準となる所得の金額に相当する金額に、

図表4　外国法人から受ける配当等の額に係る外国源泉税等の額の取扱い（*1）

<table>
<tr><th colspan="3" rowspan="2">外国法人の区分</th><th rowspan="2">配当等の額の取扱い</th><th colspan="2">外国源泉税等の額の取扱い</th></tr>
<tr><th>損金算入</th><th>外国税額控除制度</th></tr>
<tr><td rowspan="3">外国子会社</td><td rowspan="2">特定課税対象金額あり</td><td>特定課税対象金額に達するまでの金額</td><td>100%免税</td><td>損金算入可</td><td rowspan="3">適用不可</td></tr>
<tr><td>特定課税対象金額を超える金額</td><td>95%免税</td><td>（改正前）損金算入可
（改正後）損金不算入</td></tr>
<tr><td colspan="2">特定課税対象金額なし</td><td>95%免税</td><td>損金不算入</td></tr>
<tr><td rowspan="3">外国子会社以外</td><td rowspan="2">特定課税対象金額あり</td><td>特定課税対象金額に達するまでの金額</td><td>100%免税</td><td rowspan="3">損金算入可</td><td>適用不可</td></tr>
<tr><td>特定課税対象金額を超える金額</td><td>課税</td><td>（改正前）適用不可
（改正後）適用可（*2）</td></tr>
<tr><td colspan="2">特定課税対象金額なし</td><td>課税</td><td>適用可（*2）</td></tr>
</table>

（*1）外国法人から受ける配当等の額が損金算入配当でないことを前提としている。
（*2）外国税額控除制度の適用を受ける場合には、その対象とされる外国源泉税等の額は損金不算入とされる。

© 2022 KPMG Tax Corporation, a tax corporation incorporated under the Japanese CPTA Law and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

国外事業所等から関連者等[9]への支払に係る金額や国外事業所等がその内国法人の関連者等から取得した資産に係る損金算入される償却費の金額を加算すること等の調整を加えた金額に課される外国法人税の額

たとえば、内国法人のC国支店において、関連者等に対する利子等の支払金額等がないものとした場合に得られる所得につき課税された場合には、その課税額は外国税額控除制度の対象とならない外国法人税の額に該当することとなります。なお、具体的には、日本法人米国支店に課される米国のBEAT（Base Erosion and Anti-abuse Tax）税制を想定していると思われます。

Ⅵ その他の2021年度税制改正項目

1. 改正産業競争力強化法に基づく3つの税制措置

COVID-19の影響、急激な人口減少等の短期及び中長期の経済社会情勢の変化に適切に対応して、「新たな日常」に向けた取組みを先取りし、長期視点に立った企業の変革を後押しするため、「産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律」（改正産業競争力強化法を含む複数の改正法を束ねた法律）が2021年6月9日に成立しました。

このうち改正産業競争力強化法においては、(i)「グリーン社会」への転換、(ii)「デジタル化」への対応、(iii)「新たな日常」に向けた事業再構築を促進するための措置が講じられるとともに、同法に基づく事業適応計画の認定を受けることで適用が可能となる以下の3つの税制措置が、租税特別措置法において創設されました。これらの措置は、2021年8月2日に施行されています。

(i)「グリーン社会」への転換：カーボンニュートラルに向けた投資促進税制

「2050年カーボンニュートラル」という高い目標を達成するために、改正産業競争力強化法の認定を受けた事業適応計画に従って導入される「脱炭素化を加速する製品を生産する設備」や「生産プロセスを大幅に省エネ化・脱炭素化するための最新の設備」の導入投資等について、税額控除（税額控除率：最大10%）又は特別償却（特別償却率：50%）ができる制度です。

(ii)「デジタル化」への対応：デジタルトランスフォーメーション投資促進税制

デジタル技術を活用した企業変革を進める観点から、改正産業競争力強化法の認定を受けた事業適応計画に従って導入されるソフトウエア等に係る投資について、税額控除（税額控除率：最大5%）又は特別償却（特別償却率：30%）ができる制度です。

(iii)「新たな日常」に向けた事業再構築：繰越欠損金の控除上限の特例

COVID-19の感染拡大の影響により厳しい経営環境にある企業が、果敢に抜本的な企業変革に取り組むことができるよう、改正産業競争力強化法に基づき事業適応計画の認定を受けた場合には、2年間にわたって生じた欠損金額を、翌期以後、最大で5年間、前向きな投資の範囲内で繰越欠損金の100%繰越控除をすることができる制度です。

2. 株式対価M&Aを促進するための措置

2019年12月に成立した改正会社法において、完全子会社とすることを予定していない場合であっても、株式会社が他の株式会社を子会社とするため、自社の株式を他の株式会社の株主に交付することができる制度（株式交付制度）が新たに設けられました。これに伴い、税制においても、日本企業全体の収益性の向上や産業の新陳代謝を促していくため、株式を対価とするM&Aを実行するための障害となっているといわれている課税上の取扱い（株式交付子会社の株主において、株式交付子会社の株式を譲渡した時点で課税される点等）を整備し、株式交付子会社の株主における株式交付子会社の株式の譲渡損益の計上を繰り延べる制度が創設されました。

この制度のポイントは以下のとおりです。

- 株式交付子会社の株主が、株式交付により株式交付子会社の株式を譲渡し、株式交付親会社の株式の交付を受けた場合には、その譲渡した株式の譲渡損益の計上が繰り延べられる。
- 株式交付により株式交付親会社の株式以外の資産（現金等）が交付される場合であっても、その株式交付により交付を受けた株式交付親会社の株式の価額がその株式交付により交付を受けた金銭の額及び金銭以外の資産の価額の合計額のうちに占める割合が80%以上である場合には、その株式交付親会社の株式に対応する部分の金額については、この制度が適用される。
- 大臣による認定等は不要である。
- 適用期限は設けられておらず、恒久措置である。

この制度は、2021年4月1日以後に行われる株式交付について適用されます。

© 2022 KPMG Tax Corporation, a tax corporation incorporated under the Japanese CPTA Law and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

1 「自社利用のソフトウエア」とは、市場販売目的のソフトウエア以外のソフトウエアのことをいいます。したがって、たとえばクラウド環境により顧客に利用させるソフトウエアも「自社利用のソフトウエア」に該当します。

2 事業供用時において試験研究の用に供する固定資産は除かれます。

3 試験研究のために支出した費用に係る繰延資産は除かれます。

4 「1. 法人税における特例措置」に係る2022年度税制改正に伴い、本特例措置についても、2022年4月1日以後に開始する各事業年度より適用要件及び控除額が見直される予定です。

5 2022年度税制改正により、2022年4月1日～2024年3月31日までの間に開始する各事業年度において、資本金等の額が10億円以上であり、かつ常時使用する従業員の数が1,000人以上である法人のうち一定の法人については、【要件】（i）が強化される予定です。

6 「VI. その他の2021年度税制改正項目 1. 改正産業競争力強化法に基づく3つの税制措置」をご参照ください。

7 「VI. その他の2021年度税制改正項目 1. 改正産業競争力強化法に基づく3つの税制措置」をご参照ください。

8 その内国法人と当該他の者との間に、その内国法人が当該他の者（法人に限る。）の株式等を直接又は間接に保有する関係、他の者と資産の販売等に係る取引関係がある場合等の関係がある場合におけるその内国法人に限ります。

9 以下の（i）及び（ii）が該当します。

（i）他の者がその内国法人の議決権の総数の25%以上を有する関係等がある場合における当該他の者（その国外事業所等の所在する国や地域に住所・居所、本店、主たる事務所等又はその国・地域の国籍等を有するものを除く。）

（ii）その内国法人の本店等（その国外事業所等の所在する国や地域に所在するものを除く。）

本稿に関するご質問等は、
以下の担当者までお願いいたします。

KPMG税理士法人
大島秀平／パートナー

☎ 03-6229-8000（代表電話）
✉ shuhei.ohshima@jp.kpmg.com

© 2022 KPMG Tax Corporation, a tax corporation incorporated under the Japanese CPTA Law and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

KPMGジャパン

marketing@jp.kpmg.com
home.kpmg/jp

home.kpmg/jp/socialmedia

本書の全部または一部の複写・複製・転訳載および磁気または光記録媒体への入力等を禁じます。

ここに記載されている情報はあくまで一般的なものであり特定の個人や組織が置かれている状況に対応するものではありません。私たちは、的確な情報をタイムリーに提供するよう努めておりますが、情報を受け取られた時点及びそれ以降においての正確さは保証の限りではありません。何らかの行動を取られる場合は、ここにある情報のみを根拠とせず、プロフェッショナルが特定の状況を綿密に調査した上で提案する適切なアドバイスをもとにご判断ください。

© 2022 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved. Printed in Japan.

© 2022 KPMG Tax Corporation, a tax corporation incorporated under the Japanese CPTA Law and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

The KPMG name and logo are trademarks used under license by the independent member firms of the KPMG global organization.

コピーライト© IFRS® Foundation すべての権利は保護されています。有限責任 あずさ監査法人はIFRS財団の許可を得て複製しています。複製および使用の権利は厳しく制限されています。IFRS財団およびその出版物の使用に係る権利に関する事項は、www.ifrs.org でご確認ください。

免責事項：適用可能な法律の範囲で、国際会計基準審議会とIFRS財団は契約、不法行為その他を問わず、この冊子ないしあらゆる翻訳物から生じる一切の責任を負いません（過失行為または不作為による不利益を含むがそれに限定されない）。これは、直接的、間接的、偶発的または重要な損失、懲罰的損害賠償、罰則または罰金を含むあらゆる性質の請求または損失に関してすべての人に適用されます。
この冊子に記載されている情報はアドバイスを構成するものではなく、適切な資格のあるプロフェッショナルによるサービスに代替されるものではありません。

「IFRS®」、「IAS®」および「IASB®」はIFRS財団の登録商標であり、有限責任 あずさ監査法人はライセンスに基づき使用しています。この登録商標が使用中および（または）登録されている国の詳細についてはIFRS財団にお問い合わせください。